

令和6年度 神奈川県教科書用図書選定審議会（第1回）

〈審議概要〉

【司会（酒井指導主事）】

定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第1回神奈川県教科書用図書選定審議会を始めさせていただきます。

なお、本日、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所指導課 社会教育主事兼指導主事 中山委員、横浜市教育委員会事務局学校教育企画部教育課程推進室 室長 丹羽委員から欠席の連絡をいただいておりますことを御報告します。

また、カリタス女子中学校・高等学校 校長 萩原 委員については、校務の御都合につき、会の途中から参加されますことを御承知おきください。

開会にあたりまして、神奈川県教育委員会教育局支援部長 古島から、御挨拶を申し上げます。

【古島支援部長】

支援部長の古島でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、令和6年度第1回神奈川県教科書用図書選定審議会に御出席くださいまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、神奈川県教育委員会の教育施策に御理解、御協力いただきまして、感謝申し上げます。

本審議会設置期間は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第7条」の規定によりまして、4月1日から8月31日までとなります。皆様にはその間の、委員をお願いいたします。

教科用図書の採択に当たりましては、都道府県教育委員会は、法令に基づき、市町村教育委員会の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うこととなっておりますが、その際には、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をお聞きすることとなっております。

法令に基づき、本審議会の御意見を十分に尊重させていただきながら進めて参りたいと考えております。

本年度、当審議会に諮問させていただきます事項は全部で8項目ございます。

本日は、そのうちの、「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」及び「令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」を中心に、6つの諮問事項について審議をしていただきます。

後ほど事務局から御説明いたしますが、法令に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められております。

したがいまして、本年度、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程について、教科用図書検定に合格した教科書を採択し、令和7年度から新たに使用することになります。

本審議会の答申を基に、市町村等の関係機関に対して指導・助言を行っていくこととなります。
なお、今後進めていきます調査研究につきましては、昨年度、小学校の調査研究を行いました。
その時に、審議会の方からいただきました御意見を生かしていきたいと考えております。

終わりになりますが、主たる教材としての教科書の果たす役割は大変重要であることから、大所高所から御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

【司会（酒井指導主事）】

本日はお手元にごございます資料をもとに御審議をお願いいたします。

なお、委嘱状又は任命状の交付、各委員及び事務局の紹介につきましては、机上配付とさせていただきます。

まず、本日の日程ですが、このあと、本審議会の趣旨説明をさせていただいた後、会長、副会長を選出する際の座長の選出、そして、会長・副会長の選出をお願いいたします。

選出いただいた後、支援部長から本審議会へ諮問させていただきます。その後の審議については、本審議会の会長に進行をお願いしたいと思います。

なお、本日は諮問事項の(1)～(6)について、御審議いただきたいと考えております。

それでは、皆様、よろしくお願いいたします。

はじめに、本審議会の趣旨を、子ども教育支援課長 長田 から御説明申し上げます。

【長田子ども教育支援課長】

皆様、こんにちは。子ども教育支援課長の長田でございます。

本審議会の趣旨等について御説明させていただきます。「教科用図書選定審議会」につきましては、法令で定められたものでございますので、それらに関連した資料をもとに、御説明させていただきます。

お手元にごございます「参考資料」と表示してございます冊子の資料の表紙を御覧ください。

本審議会につきましては、資料1にごございます「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、資料2にごございます「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」、資料3にごございます「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則」、資料4にごございます「神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例」、資料5にごございます「神奈川県教科用図書選定審議会規則」、この5つの法令等に基づいて設置されております。

はじめに2ページ「資料1」をお開きください。

本審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第11条第2項に基づきまして設置されております。

また、1つ上の、第10条にごございますように、都道府県教育委員会の任務としまして、審議会の意見を聞き、これをもとに市町村の教育委員会に対し採択に関しての指導、助言又は援助を行っております。

次に、5ページの「資料2」をお開きください。

本審議会で御審議いただく内容につきましては「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第8条に基づきまして、次に申し上げます2つの事項に関し、都道府県教育委員会の諮問を受けて、調査審議し、必要に応じて建議することと、選定審議会の所掌する事務が規定されております。

1つめは「市町村教育委員会等の教科用図書採択に関して、都道府県の教育委員会が行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項」。

2つめは「都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項」と定められております。

以上の2点につきまして、委員の皆様には、御審議のうえ御建議をいただくことが、本審議会を設置する目的でございます。

なお、諮問させていただく事項につきましては、後ほど、支援部長の古島からお伝えいたします。最後に、本審議会における議事運営、ならびに議決について御説明いたします。

9ページの「資料5」「神奈川県教科用図書選定審議会規則」をお開きください。

第3条（会長及び副会長）の定めにしたがいまして、「審議会を主宰し、会務を総理する」会長を1名、また「会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する」副会長を、このあと委員の皆様のご互選により決めていただきます。

会長及び副会長を中心に議事を進めていただきますが、第4条（議事）の第3項にございますように「審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」となっております。

以上、採択に関わりましての概要を、法令等に基づきまして御説明申し上げます。

なお、それぞれの具体に関しましては、この後の議事に関わる部分のところ、事務局から補足を加えながら、御説明いたします。以上でございます。よろしく願いいたします。

【司会（酒井指導主事）】

それでは、お手元の参考資料の9ページ「資料5」をお開きください。

審議会規則第3条に「審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める」とあります。

本審議会では、例年、この互選にあたり、まず、座長を委員の皆様から選んでいただき、座長の進行によりまして、審議会の会長、副会長を選出いただいております。

したがいまして、最初に座長を選出したいと思います、いかがでしょうか。

では、よろしければ事務局から提案したいと思います、よろしいでしょうか。

《賛同多数》

ありがとうございます。

【事務局（山田指導主事）】

では、事務局から提案させていただきます。会長、副会長の選出にあたりまして、座長を大和

市教育委員会 指導室の壺井 克俊（つばい かつとし）委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【司会（酒井指導主事）】

ただいま、事務局から、座長として壺井委員にお願いしたいとの提案がございましたが、いかがでしょうか。

《賛同多数》

ありがとうございます。

それでは、壺井委員に座長として、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。

壺井委員、よろしくお願ひいたします。

【壺井座長】

ただいま御指名をいただきました、大和市教育委員会 指導室の 壺井 克俊でございます。

皆様の御協力をいただき、座長を務めてまいります。御協力をよろしくお願ひいたします。

では、あらためまして、参考資料「資料5」審議会規則の第3条にありますように、「審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める」ということになっております。

第3条のとおり、どなたか、会長・副会長を務めていただける方がいらっしゃいましたら、御発言をお願いいたします。

いらっしゃいませんので、事務局から考えを示してください。

【事務局（山田指導主事）】

はい。事務局としましては、会長には、幅広い視野から審議を進めるという点から、教育委員会の教育長様に、副会長には、すべての子どもの学びに必要な教育的ニーズに応じた支援の観点から、特別支援学校の校長先生に、お願いしたいと考えております。

したがって、会長に、厚木市教育委員会 教育長 佐後 佳親（さのち よしちか）委員、副会長に、県立相模原中央支援学校 校長 篠原 朋子（しのはら ともこ）委員のお二人をお願いしたいと思います。

【壺井座長】

ただいま、事務局から、会長に、厚木市教育委員会 教育長 佐後 佳親（さのち よしちか）委員、副会長に、県立相模原中央支援学校 校長 篠原 朋子（しのはら ともこ）委員、お二人について御提案いただきました。

はじめに、会長を、佐後委員にお務めいただくことに、賛成の方は、拍手をお願いいたします。

〈拍手多数〉

ありがとうございます。それでは、佐後委員に会長をお務めいただくこととします。

続きまして、副会長を篠原委員にお務めいただくことに、賛成の方は、拍手をお願いいたします。

〈拍手多数〉

ありがとうございました。篠原委員に副会長をお務めいただくことといたします。

これで、会長、副会長の選出を無事に終わることができました。御協力ありがとうございました。

それでは進行を事務局に戻します。

【司会（酒井指導主事）】

壺井委員には座長として、円滑に会長、副会長を選出していただき、誠にありがとうございました。

それでは、ここで、恐縮ですが、佐後会長、篠原副会長に席の御移動をお願いし、御挨拶をいただきたいと思います。

それではまず、佐後会長 よろしくお願いいたします。

【佐後会長】

それでは皆様、あらためまして、こんにちは。ただいま会長という大役を仰せつかりました、厚木市教育委員会教育長の佐後と申します。皆様の御協力をいただきながら、議事を進行して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（酒井指導主事）】

佐後会長、ありがとうございました。

続きまして、篠原副会長に御挨拶をお願いいたします。

【篠原副会長】

こんにちは。副会長を仰せつかりました、県立相模原中央支援学校で校長をしております篠原と申します。会長を補佐し、円滑な議事進行に努めます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会（酒井指導主事）】

篠原副会長、ありがとうございました。

次に、本審議会への諮問に移りたいと思います。では、支援部長 古島から、諮問をいたします。

お手元の審議会資料の1ページ「諮問事項」を御覧ください。

【古島支援部長】

それでは、令和6年度神奈川県教科用図書選定審議会諮問事項を読みあげさせていただきます。

神奈川県教科用図書選定審議会会長 様

神奈川県教育委員会 教育長

諮問事項

- (1) 令和7年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について
- (2) 教科用図書採択基準について
- (3) 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について
- (4) 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について
- (5) 令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査

研究の観点について

(6) 令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

(7) 令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書の選定に係る調査研究資料について

(8) 令和7年度県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について

諮問事項(1)～(6)については、4月中旬、諮問事項(7)については6月中旬、諮問事項(8)については7月中旬までに答申をお願いいたします。以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

【佐後会長】

ただいま、支援部長から、8項目にわたる諮問を受けました。本日はこのうちの6項目につきまして、皆様方に御審議をいただくわけですが、審議が無事に終了いたしますよう、御協力をよろしくをお願いいたします。

【司会（酒井指導主事）】

では、ここからの進行は、佐後会長をお願いいたします。

佐後会長、よろしくをお願いいたします。

【佐後会長】

それでは、はじめに、教科書の採択に関する概要等について、事務局からの説明を受けて、審議を進めます。

まずは、事務局から説明をお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

では、よろしくをお願いいたします。

それでは審議に入る前に少し時間をいただき、「教科書採択の概要」について、御説明いたします。

教科書は、「教科書の発行に関する臨時措置法」により、教科の「主たる教材」として位置づけられています。

「教科書の採択」とは、学校で使用する教科書を決定することであり、その権限は、公立学校で使用する教科書については、その学校を設置する市町村や、都道府県の教育委員会にあります。

また、国立・私立学校で使用する教科書については、採択の権限は学校長にあります。

教科書採択の方法は、義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については「教科用図書の無償措置に関する法律」、いわゆる「無償措置法」によって定められています。

それでは、お手元の「参考資料」の2ページ「資料1」を御覧ください。

先ほど、子ども教育支援課長 長田からの説明のとおり、本審議会は、その「教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて設置されており、県教育委員会が、県内義務教育諸学校の教科

用図書採択に関して、採択権者である市町村の教育委員会に対し、採択に係る指導・助言又は援助をするにあたり、本審議会に諮問し、その意見を聞いて進めています。

本審議会の設置期間については、同法第 11 条の第 2 項で、「選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。」とされており、定数については、同じく第 11 条の第 3 項で、「選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。」と、あります。

さて、本審議会を設置する具体的期間についてですが、参考資料 5 ページ「資料 2」になります。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」（抜粋）を御覧ください。

第 7 条（教科用図書選定審議会の設置期間）で、「教科用図書選定審議会（以下『選定審議会』という。）を置く期間は、4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。」とされており。

したがって、本審議会も 8 月 31 日までの期間、設置することになります。

また、選定審議会の委員については、先ほど条例で定める人数で構成することを説明しました。具体的には、5 ページ中段の同施行令の第 9 条、「選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第 1 号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね 3 分の 1 になるようにしなければならない。」とされており、第 1 号として、「義務教育諸学校の校長及び教員」、第 2 号として、「都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の教育長、委員及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員」、第 3 号として、「教育に関し学識経験を有する者」と、委員の構成について、定められています。

選定審議会委員の定数については、8 ページの資料 4 を御覧ください。

「神奈川県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例」に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条第 2 項の規定に基づいて設置される神奈川県教科用図書選定審議会の委員の定数は、15 人以上 20 人以内とする。」と、定められています。

本年度の審議会では、20 名の皆様に委員をお願いしております。

続いて、教科用図書の採択地区及び採択について、御説明します。2 ページ 資料 1 を御覧ください。

第 12 条第 1 項に、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない」とあります。

続いて、13 ページ 資料 7 を御覧ください。本県では現在、25 の教科用図書採択地区を設定しています。

次に、採択について説明します。改めて 2 ページ 資料 1 を御覧ください。

第 13 条第 1 項に、「都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第 10 条の規定によって、当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目ごとに 1 種の教科用図書について行うものとする」とあります。

ここで言う「種目」というのは、教科ごとに分類された単位のことです。

また、第1項に関して、採択地区内に2つ以上の市町村がある場合については、3ページの第13条第4項及び第5項により、協議により規約を定め、使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設け、協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっております。

続いて、第13条第2項を御覧ください。

県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書については、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、県教育委員会が採択することとなっております。

したがって、県立の特別支援学校の小学部及び中学部並びに2校の県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書についても、本審議会の意見を伺うことになります。

さらに、同条第3項にございますとおり、県立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書につきましては、学校ごとに選定し、県教育委員会が採択することとなっております。

そして、これらにより採択した教科用図書に関しては、3ページにある第14条において、政令で定める期間は、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するとされています。

6ページを御覧ください。「無償措置法施行令」第15条第1項において、政令で定められた期間、つまり、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年間であると定められています。

12ページ 参考を御覧ください。今後の採択のスケジュールを記載しております。

小学校では令和5年度に、採択替えを行いました。

中学校では今年度、令和6年度に教科書の採択替えを新たに行います。

7ページの資料3には4年間の期間内でも、新たに採択替えを行う特例について記載しております。今年度に関してはこの特例に当てはまらないことから、小学校について新たな採択替えはございません。

今一度、6ページ第15条第1項を御覧ください。

2行目に「学校教育法 附則 第9条に規定する教科用図書」という記述がありますが、これは【諮問事項6】に関連しているため、諮問事項6について審議していただく際に御説明します。

ここまでの、教科用図書の採択地区及び採択についての御説明でした。

続いて、9ページの資料5を御覧ください。

本県における義務教育諸学校の採択につきましては、「神奈川県教科用図書選定審議会規則」、中ほどにあります第5条第1項に基づき、専門調査員会を設けまして、専門調査員を選出し、採択方針・観点に基づいて調査を行い、その資料をまとめ、審議会に報告を行うこととなっております。

今年度は、平成29年告示中学校学習指導要領に基づく教育課程の実施に伴う2回目の教科書の採択を行うため、専門調査員会を設置し、すべての教科用図書について調査・研究を行います。

最後に資料14ページから16ページについて、御説明いたします。

14ページ 資料8には、神奈川県内19箇所の教科書センターを掲載しています。本年度はこれ

らの会場を中心に、6月14日から7月18日までのいずれかの日より14日間、令和7年度に使用する教科書を展示する予定です。

15ページの資料9には、令和6年度から9年度に公立小学校で使用する教科書一覧を、16ページには、令和3年度から6年度に公立中学校で使用する教科書一覧と、県立中等教育学校の前期課程、横浜市立南高等学校附属中学校、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校で使用する教科書一覧を掲載しています。

最後に、17ページの資料10は、教科書と教科用図書の定義についてまとめましたものです。このことについては【諮問事項6】で御説明いたします。以上です。よろしく願いいたします。

【佐後会長】

ありがとうございました。

概要について、委員の皆さんにご理解いただけたことと思います。よろしいでしょうか。

それでは、諮問事項(1)「令和7年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

では、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、資料が変わりまして、「令和6年度神奈川県教科用図書選定審議会（第1回）資料」、3ページを御覧ください。

諮問事項(1)の「1 令和7年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」御説明いたします。

(1)～(6)までの各ポイントについて説明します。

(1)については、教科書は検定を通った教科書の一覧である「教科書目録」から採択すること、学校教育法附則第9条図書の採択は、毎年度新たな図書を採択することができることを示しています。

(2)については、採択地区に設置される審議会等はすべての教科書について調査研究し、結果を報告すること、(3)については、複数市町村で採択地区を構成する場合の手続きについて、予め規約等を定める、ということです。

(4)については、適正かつ公正な採択の確保及び、開かれた採択の推進を図る観点から、採択地区における審議会等の委員名、教科書採択に係る情報について、積極的な公開に努めること等について示しています。

(5)については、採択に当たって、静ひつな環境を確保するとともに、疑念の目が向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めることについての考え方を明確に示したところ です。

(6)については、選定審議会の設置終了後に新たに採択する必要がある場合について示しています。説明は、以上です。

【佐後会長】

それでは、ただいまの事務局の説明について、質問や意見がある方はお願いいたします。
よろしいでしょうか。

それでは、諮問事項の1番目、「令和7年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について」は、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は了承されました。

次に、諮問事項(2)「教科用図書採択基準について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

それでは引き続き、審議会関係資料の3ページ、「2 教科用図書採択基準について」説明します。

神奈川県教育委員会として、教科用図書採択に関する基準を3つ示しています。

(1)は、教科用図書の調査研究に当たっては、文部科学省から示される、各発行者が作成した、発行者ごとの教科書の編集方針等が記載されている「教科書編修趣意書」と、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究を行い、採択をすることについて記載しています。

(2)については、採択権者の権限と責任を明確にし、公明・適正な採択を担保することが、今後一層必要であることを記載しています。

(3)については、採択にあたっては、各採択地区等における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択することについて示しています。以上の3点です。

【佐後会長】

ただいまの事務局の説明について、質問や御意見がある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、諮問事項の2番目、「教科用図書採択基準について」、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承いたしました。

次に、諮問事項(3)「1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

では、よろしくお願ひいたします。

同じく、審議会関係資料の4ページを御覧ください。

諮問事項(3)「1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」御説明します。

市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にありますが、採択にあたっては、都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定しています。

参考資料 2 ページを御覧ください。2 ページの中段あたり、無償措置法の第 12 条が、採択地区に関する条文になっております。

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するにあたり、法令上に定めはありませんが、その採択地区ごとに審議会等を置くことが望ましいとされています。

したがって、この審議会等の機能及び組織について、4 ページの(1)～(7)に具体的に示しています。

少しお時間を取らせていただきますので、(1)～(7)まで御覧ください。

よろしいでしょうか。

なお、参考資料 13 ページの資料 7 にお示した通り、神奈川県には現在 25 の採択地区がありまして、そのうち 22 の採択地区が 1 つの市町村で採択地区を構成しています。以上です。

【佐後会長】

ただいまの事務局の説明について、質問や御意見がある方はお願いいたします。

特にございませんか。

では、諮問事項の 3 番目、「1 つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承されました。

ここで休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【事務局（山田指導主事）】

それでは、15 分ほどお時間とらせていただき、15 時から再開させていただければと思います。

【佐後会長】

それでは、15 時から再開いたします。休憩に入ります。

(休憩)

【佐後会長】

それでは、15 時になりましたので、再開いたします。

次に、諮問事項(4)「教科用図書採択地区内に 2 以上の市町村が存する場合の採択方法について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

では、よろしくお願ひします。

諮問事項(4)「教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について」御説明いたします。審議会関係資料の4ページの4を御覧ください。

先ほどの概要説明でも申し上げましたが、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければなりません。

先ほど見ていただきました参考資料の13ページの資料7にありますように、本県では、愛甲地区、足柄上地区、足柄下地区がこれに当たり、「共同採択地区」を構成しています。

この共同採択地区では、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなります。

そこで、それぞれの市町村でどういう採択の仕方をしたらよいのかということについて県教育委員会が指導、助言及び援助を行います。

その内容が、今、御説明している(1)～(7)になります。

なお、この(1)～(7)の内容につきましては、先ほど見ていただきました「3一つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」で説明したものと、同様の内容となっております。以上です。

【佐後会長】

ただいまの事務局の説明について、質問や御意見がある方はお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、諮問事項の4番目、「教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について」、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

それでは、この件は、了承されました。

次に、諮問事項(5)「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

よろしくお願ひします。

審議会関係資料の5ページの5を御覧ください。

諮問事項(5)「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」、御説明します。

先ほども御説明しましたように、今年度は、平成29年告示中学校学習指導要領に基づく教育課程の実施に伴う2回目の教科書採択替えを行います。

中学校教科書の調査研究にあたり、具体的にどのような観点に基づいて調査研究を進めていく

かということを示しております。

今回、学習指導要領が改訂されてはおりませんので、令和2年度に行われた教科書採択替えの際に作成した観点を基にしながら改めて見直しを行い、一部加筆したものを示しております。

観点の内容について御説明します。5ページの「5 令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」の前文を、「令和7・8・9・10年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。」としました。

これ以降、アの教科・種目に共通な観点と、イの教科・種目別の観点を、大きく2つに分けて記載しております。

まずアのほうですが「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」、から次のページ「(エ)分量・装丁・表記等」までの項目になりますが、これら4つは教科・種目に共通な観点として、各教科で調査研究を行います。

「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」については、教育基本法第1条〔教育の目的〕、同法第2条〔教育の目標〕、及び学校教育法第30条2項に示されたいわゆる「学力の3要素」に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか、という点から、3つの項目を設定しています。

次に「(イ)かながわ教育ビジョンとの関連」では、かながわ教育ビジョンの基本理念である「未来を拓く・創る・生きる・人間力あふれる かながわの人づくり」を実現するための教育目標として、〔思いやる力〕〔たくましく生きる力〕〔社会と関わる力〕を掲げております。神奈川県調査研究ですので、教科書の中にそういう内容に沿ったものがあるかということも調査研究するということです。

次の「(ウ)内容と構成」につきましては、中学校学習指導要領の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。という点を観点到して設定しています。

最後に「(エ)分量・装丁・表記等」については3つの観点を設定しております。

6ページ 下段から9ページにわたりましては、「イ 教科・種目別の観点」ということで、(ア)国語から(シ)特別の教科 道徳まで、各教科・種目の観点として定めてあります。それぞれの教科の特性に基づきまして、学習指導要領に示された内容・目標に照らして題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているか、といった視点でそれぞれの教科によって調査研究を行う観点を示しています。

令和2年度に作成した観点から追加している部分につきましては、9ページ(※)英語における、学習者用デジタル教科書についてです。

国においては、今年度から全ての小・中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語のデジタル教科書が提供されることを踏まえ、令和5年度における小学校教科書採択と同様に、中学校英語の令和6年度教科書採択では、紙の教科書を調査し採択の対象とすることを原則とした上で、採択権者の判断で必要に応じて、英語のデジタル教科書について調査し採択の考慮事項とすることができるようにするとされています。

そこで、英語については、学習者用デジタル教科書の見本版についても、調査・研究を行います。

なお、学習者用デジタル教科書は、全体ではなくその一部のみが見本版として提供される見込みとなっています。

それぞれの教科等の観点については、この後お時間を取っていただき、御覧いただければと思います。以上です。

【佐後会長】

それでは、今事務局から説明ございましたが、少し時間をとって見ていただきたいと思いますので、目を通していただいた上で、質問、御意見を伺いたいと思います。お願いいたします。

それでは、質問や御意見がある方はお願いいたします。

【慶徳委員】

横浜国立大学附属鎌倉中学校の慶徳と申します。

学習者用デジタル教科書のことについてお伺いさせていただきます。

先ほど、今年度の中学校英語のデジタル教科書について、見本版の調査・研究を行うとありましたが、昨年度、小学校外国語のデジタル教科書について、こちらも調査・研究を行ったとのことですが、その資料について、デジタル教科書についてどのように記載されていたのか参考までに教えていただければと思います。お願いします。

【佐後泉会長】

事務局、お願いします。

【事務局（山田指導主事）】

ありがとうございます。

昨年度、県教育委員会で作成しました、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果の外国語の欄におきまして、2つの観点で調査し、記載しました。

1つ目の観点が、児童にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているかという観点において、ここでは、紙の教科書に記載してありました2次元コードの記載と併せまして、1人1台端末を活用した学習活動が設定されている箇所について掲載しました。

2つ目の観点が、体裁がよく、児童が使いやすいような工夫や配慮がなされているかという観

点につきまして、ここでは、紙と同じレイアウトの画面上で端末に書き込みができたり、会話の動画、音声などの視聴ができたりすることについて掲載しました。

なお、デジタル教科書の見本版については任意の範囲である旨の記載がありまして、昨年度については、1つの単元のみを見本版であったことから、あくまで機能の概要について、各発行者の特色を記載したところです。以上です。

【佐後会長】

慶徳委員、よろしいですか。

【慶徳委員】

ありがとうございます。

【佐後会長】

今の件、他の委員から質問よろしいですか。

それでは、別の点で御見等ございましたらお願いいたします。

他にはよろしいでしょうか。

それでは質問ありがとうございます。

では、諮問事項の5番目、「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。この件は、了承いたしました。

次に、諮問事項(6)「令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」、審議を行います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

では、よろしくをお願いいたします。

審議会資料の10ページを御覧ください。

諮問事項(6)「令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」です。

まず、「特別支援教育関係教科用図書」とは、そこに記載の通り、小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書のことです。

障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に応じて、検定本等を使用する場合と、学校教育法附則9条本を使用場合があります。この、いわゆる附則9条本については、このあと特別支援教育課の森嶋より御説明いたします。

10ページ、「ア 教科・種目に共通な観点」を御覧ください。

構成は「ア 教科・種目に共通な観点」と、11ページ中段、「イ 教科・種目別の観点」との大きな2つとなっています。

まず、「ア 教科・種目に共通な観点」ですが、「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要

領との関連」、から「(エ)分量・装丁・表記等」までの項目となり、教科・種目に共通な観点として、各教科で調査研究を行うこととなります。

「(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」及び「(イ)かながわ教育ビジョンとの関連」については、先ほど諮問事項(5)「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」で御説明した内容とほぼ同じです。

次の「ウ 内容と構成」については、10 ページ下段から 11 ページ上段・内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。等、特別支援教育の観点から、観点を設定しています。

11 ページ中段、「イ 教科・種目別の観点」については、令和5年4月に定めた、「令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」及び、諮問事項5でお諮りした「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」に準ずるものとしています。私からは以上になります。

ここから先は、特別支援教育課 森嶋 から御説明いたします。

【事務局（森嶋指導主事）】

それでは、特別支援学校や特別支援学級における教科用図書について説明いたします。

まず、特別支援学校・特別支援学級においては、小学校・中学校・高等学校と同じ教科書のほか、児童・生徒の障がいの程度に合わせた教科用図書などを使って学習しております。

この「児童・生徒の障がいの状態に合わせた教科用図書」と関連いたします学校教育法附則第9条図書について御説明いたします。

参考資料の17ページの資料10をお開きください。中ほどの※に附則第9条がございます。【附則第9条】高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条の1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む）の規定にかかわらず文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。とあります。

同じページの下にある、教科用図書について説明した図を御覧ください。

図の左側にあるように、教科書として使用できる図書は「文部科学大臣の検定本」と「文部科学省の著作本」となります。

また、図の右側にあるように特別支援学校や特別支援学級では、「文部科学大臣の検定本」と「文部科学省の著作本」以外にも「学校教育法附則第9条に規定する教科用図書」を使用することができます。

特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童・生徒は、障がいの程度や発達の状態などにより、情報の収集、処理、表現及び発信等、一人ひとり違いがございます。

そのため、「文部科学大臣の検定本」や「文部科学省の著作本」といった、教科書を使用するだけでは、学習目標に到達するために十分な効果が得られない場合には、「文部科学大臣の検定

本」や「文部科学省の著作本」の下学年使用をしたり、一般図書を教科用図書として使用したりすることができるという規定がこの、附則第9条でございます。

教科用図書は主たる教材として使用されますので、選定にあたっては、児童・生徒がどのような教育課程で学ぶか、ということが重要になっております。

では、特別支援教育関係で使用されている特徴的な、教科用図書の例を何点か紹介いたします。

視覚障がいのある児童・生徒の中には、通常の検定本の内容の図や文字が拡大されていたり、レイアウトが工夫されたりしている通称「拡大本」を使用した方が内容を確認しやすい児童・生徒がおります。その場合には、【拡大本の提示】それらの配慮がなされたこちらの「拡大本」を使用いたします。

次に、文部科学省において著作・編集された通称「著作本」というものがございます。

「著作本」は、3つの種類の教科書が作られております。

1つ目は、視覚に障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた、検定本の「点字版」の教科書、通称「点字本」です。「点字本」は小学部用として、国語、社会、算数、理科、外国語、道徳の6教科、中学部用として国語、社会、数学、理科、外国語、道徳の6教科が作られております。

2つ目は、聴覚に障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた「言語指導」「言語」の教科書です。聴覚障がいの特性を踏まえ、国語や音楽の学習をする際には、よりきめ細かな配慮が必要であることから、通常の検定本と合わせて使われています。

3つ目は、知的障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた教科書、通称「星本」です。「星本」は、学習指導要領における各教科の内容の段階に対応しており、小学部で☆1つ、☆2つ、☆3つの3段階、中学部では☆4つ、☆5つの2段階、の計5段階で作成されております。また、内容や構成は理解しやすさに配慮されたものとなっております。

【星本（音楽）の提示】こちらが音楽の「星本」です。星が2つですので、学習指導要領における、小学部の音楽の内容の2段階目に対応したものとなっております。

また、例えば、中学部3年生の生徒の障がいの程度に応じて、中学校1年生の教科書を使用した方が、学習効果が上がるというような時には、下学年の教科書を教科用図書として使用することができます。これについても附則第9条に規定されています。

附則第9条に規定される図書として採用される中で、一番多いものは一般図書となっております。

一般図書では、絵本や図鑑のように視覚的な情報が多いものがございます。文字の情報だけでなく絵やイラストといった視覚的な情報のほうが理解しやすい児童・生徒がいるためです。

音楽や楽器など、音が出るようなものを使った方が、理解が進むという児童・生徒については【音の出る一般図書を提示】こちらのような一般図書を教科用図書として使用することが可能となります。

また、マナーに関すること、調理に関することなど、生活技術について書かれているものもあります。

当然、言葉に関する学習、或いは数に関する学習の一般図書もございます。

特別支援学校等では国語、算数等のいわゆる教科の学習をすることに加えて、様々な教科、領域を合わせた中で、児童・生徒一人ひとりに合った学習が考えられているため、このような一般図書が教科用図書として使用しております。

次に、先ほど冒頭で説明した調査研究の観点を何点か御説明いたします。

審議会資料の 10 ページ目を御覧ください。まず、前文の 3 行目に「本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める」とあります。

この観点は、特に特別支援教育に必要な観点の中心となっております。

審議会資料の 10 ページ（ウ）内容と構成についてです。1 ページおめくりいただき、11 ページ上から 2 つ目の○を御覧ください。「内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。」とあります。これは、児童・生徒の状況は様々であるという点から、それらに合わせて選定をするということであり、従って多くの種類の教科用図書が選定されることとなります。

次に、○2 つとびまして、下から 2 つ目の○に「他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。」とあります。

この中で出てくる自立活動とは、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域で、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。

そして、自立活動の指導は、授業時間を特設して行う自立活動の時間のほかに、各教科等の時間においても、密接な関係を図って行われます。

また、附則第 9 条図書の説明で触れたように、特別支援学校では、様々な教科、領域を合わせた中で、児童・生徒一人ひとりに合った指導が行われております。

そのため、教科用図書を選定するにあたっては、自立活動や他の教科との関連性についても検討の必要があり、ひとつの教科に限定をしない形で幅広い教科、領域で使用出来る教科書を選択していくことも大事な観点の 1 つです。

(エ) の分量・装丁・表記等を御覧ください。上から 2 つ目の○に「体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか」とあります。

一般図書は、初めから教科用図書として認められているものではないので、体裁の観点からも検討しなければなりません。

教科用図書として年間を通して使用いたしますので、耐久性が求められます。さらに、使用する上では散逸することがあってはなりません。カード状であったり、パズル状であったりする一

一般図書については、教科用図書として選定するためには、散逸しない工夫をすることが前提となっております。

また、安全性という観点においても検討が必要であり、主たる教材として、日々使用するものですので形状や使用方法など、怪我や事故につながる恐れが無いか十分に検討する必要があります。

【佐後会長】

ただいま事務局から説明をいただきました。少し資料の方を見返していただいた後に、質問、御意見を伺いたいと思います。

それでは、質問や御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【北村委員】

小田原市立国府津中学校の北村と申します。

今、事務局の方から、教科用図書の特別支援学校、特別支援学級で使用できる一般図書について説明いただきました。実際、その拡大されているものとか、星本とか、絵本とか、音の出るものとか具体を示していただいて、よく分かりました。

やはり難しさというか、目の前のお子さんに合わせた、学びの段階に応じた一般図書の選定というところの難しさを感じたところです。

その中で、各学校がそのような一般図書を選定していく上で気をつけていることなど、もし分かることがあれば教えていただければと思います。

【佐後会長】

事務局、お願いします。

【事務局（森嶋指導主事）】

特別支援学校では、児童・生徒一人ひとりの学習課題等を踏まえ、それに即した教科用図書を選定しております。

よって障がいに基づく困難さ、児童・生徒の理解の程度、生活への汎化、これまでの学習の取り組みなどを踏まえまして、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、教育活動全般にわたって指導が行われるようにしているため、教科書図書を選定する上でも、その点を気をつけております。

【佐後会長】

北村委員、よろしいですか。

【北村委員】

ありがとうございました。

【佐後会長】

他にございますか。

それでは、諮問事項の6番目、令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点に

ついて、この説明で、各委員の了解を得たということで、よろしいでしょうか。

この件は、了承されました。

本日の議事は以上ですが、続いて、今後の県立義務教育諸学校の採択の流れについて取り扱います。

事務局、説明をお願いします。

【事務局（山田指導主事）】

よろしくお願いします。

それでは「今後の県立義務教育諸学校の採択の流れ」について審議会資料の12ページ及び13ページにあります資料2、14ページ及び15ページにあります資料3、加えて、16ページにある別表により御説明いたします。

県立の義務教育諸学校に該当する特別支援学校の小学部及び中学部、中等教育学校の前期課程で使用する教科書については、県教育委員会が採択権者となります。

そこで、本審議会の答申を受け、県教育委員会がそれぞれの学校の採択方針及び採択手続要領をつくり、県立特別支援学校及び県立中等教育学校が研究を進めていくこととなります。

「資料2」にそれぞれの学校の採択方針の案を、「資料3」にそれぞれの学校の採択手続要領の案を示しました。

続いて16ページ別表を御覧ください。

令和6年度の義務教育諸学校の教科用図書採択手続の流れを示したものです。この表の右側が県立の義務教育諸学校の採択の流れです。

資料2の採択方針及び資料3の採択手続要領については、4月の教育委員会定例会に付議し議決の後に県立特別支援学校及び県立中等教育学校へ通知します。

その後、各学校で、採択方針、採択手続要領に基づき、校長を会長とする専門委員会を中心に十分な調査研究を行い、採択を希望する教科用図書を選定し、採択希望教科用図書表を作成、県教育委員会に申し出ることとなります。

委員の皆様には、7月の第3回選定審議会での採択希望の教科用図書について御審議いただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

【佐後会長】

ただいまの事務局の説明について、質問や御意見がある方はお願いいたします。

特にございませつか。

それでは、県立義務教育諸学校の採択については、説明のあった通りの流れで進めていただきたいと思います。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日審議していただいた諮問事項の(1)から(6)については、後日、会長が答申を作成して、県教育委員会へ提出したいと考えおりますが、よろしいでしょうか。

<賛同多数>

それでは、了承していただきましたので、そのようにいたします。

最後に全般を通して委員の皆様からの質問や御意見、或いは事務局への要望等がある場合には、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは本日の議事を終了いたします。

御協力をいただきありがとうございました。

それでは司会を事務局へ戻します。

【司会（酒井指導主事）】

佐後会長、ありがとうございました。

最後に事務局から次回の説明をいたします。

【事務局（山田指導主事）】

それでは、私の方から次回以降の審議会の予定について御説明いたします。

次回は、6月5日（水）9時30分から、場所は、神奈川県立総合教育センターを予定しております。

議題は、諮問事項（7）「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書の選定に係る調査研究資料について」です。

期日が近くなりましたら、御案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。

また、第3回につきましては、7月17日（水）を予定しております。場所についても、第2回同様、神奈川県立総合教育センターを予定しております。

第3回の議題につきましては、諮問事項（8）「令和7年度県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」です。以上になります。

【司会（酒井指導主事）】

皆様、本日はありがとうございました。

本日の日程は全て終了いたしました。

最後に支援部 部長 古島から、閉会の御挨拶を申し上げます。

【古島部長】

佐後会長をはじめ、委員の皆様、御審議ありがとうございました。

県教育委員会には、県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適切な実施を図るために、適切な指導、助言又は援助を行うことが義務づけられております。

そのための重要な役割を担っていただくのが本審議会であります。本日は県の採択方針につきまして御審議いただきました。

次回、6月5日の第2回選定審議会では、「令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、

中等教育学校の前期課程教科用図書の選定に係る調査研究資料について」、御審議をいただくこととなります。

その際、教科用図書の紙の見本本やデジタル教科書の見本版を皆様に御覧いただきながら、各種目別の調査結果について、専門調査員からの報告を受けながら、御審議をいただく予定でございます。

次回は1日日程となります。長時間になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

【司会（酒井指導主事）】

以上を持ちまして、令和6年度第1回神奈川県教科用図書選定審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

皆様お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

（終了）